

平成 30 年度行政評価委員会 議事要旨

会 議 名	葛飾区行政評価委員会 第 5 回第一分科会
開 催 日 時	平成 30 年 8 月 8 日 (水) 午前 10 時から正午まで
開 催 場 所	葛飾区役所 7 階 706 会議室
出 席 者	【委員 7 人】 大石会長、大山委員、西山委員、村上委員、上村委員、篠崎委員、千田委員 【区側 10 人】 事務局 (政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員 3 人) 高齢者支援課 (高齢者支援課長、管理係長) 地域保健課 (地域保健課長、公害保健係長、公害保健係職員 1 人)

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 事務事業ヒアリング及び事務事業評価

(1) 社会参加セミナー

<社会参加セミナーから発生した自主サークルの活動について>

A 委 員：紙芝居サークルは図書館行事で活動しているとのことだが、図書館とサークルが直接やりとりをしているのか。

高齢者支援課：図書館とサークルで調整が必要な事項がある場合は、図書館から高齢者支援課に連絡があり、高齢者支援課が調整に入っている。

A 委 員：ボランティア保険の加入は任意か。

高齢者支援課：任意である。ご案内はしているが、強制はしない。

A 委 員：団体が保険に加入する場合のとりまとめは、所管課で行うのか。

高齢者支援課：総務課が手続きをするボランティア保険は、所管課で受付をする。

B 委 員：水元憩い交流館の管理運営業務の委託はどのようになっているのか。

高齢者支援課：社会参加セミナーから巣立った「葛飾アクティブ.COM」が、地域振興課から受付業務を受託している。

<基本情報>

C 委 員：内閣府の調査では、高齢者の地域活動の壁になっていることとして、仲間がいない、情報が不足しているということが挙がっていた。さらに、

NPOの調査では、最大の情報源は口コミであるとのことであった。広報活動については口コミの工夫も含め、大いにやっていただきたい。

また、柴又が文化的景観に指定されたこともあり、外国の方がかなり来ているので、浅草でやっているように、外国の方に英語で柴又を案内するというのを、セミナーを通してぜひ実現してほしい。

英語だけでなく、年配の方には技術を持った方がたくさんいる。内閣府の調査では社会貢献したいと考える人が、60歳以上で70%超、70歳以上で50%近くいる。知識や技能を持った方を埋もれさせず顕在化させるために、こういった技術を登録するなどして、講師の依頼などをすることについて、提案したい。

高齢者支援課：口コミと技術の部分については、社会参加セミナーという制度だけではなく、高齢者総合相談も含めていろいろな地域資源の情報を探していこうという動きがある。これだけでなく、他課主管の地域に入っていく事業や、関連分野との連携も含めて進めることを考えている。

英語に関しては、「ボランティアガイドかつしか語り隊」の中でも話が出ているが、できる人材もいないのでどうしようという話はある。また、「葛飾アクティブ.COM」からも、英語に関する相談を受けている。おもてなしという意味では区全体で検討すべきことであるが、高齢者支援課として何ができるか、現在、いくつかの団体と話をし始めているところである。

C 委員：「葛飾アクティブ.COM」の英語の上級クラスに行ったが、英語が非常に堪能であった。人材がいないということはないと思う。そういった方が活動できる場がないとおっしゃっていたので、行政から声をかければよいのではないか。

高齢者支援課：「語り隊」の方で、新たに英語人材募集の企画を一緒にやるなど、団体の意向と合えばよい事業になると思う。

大石会長：今後の方向性の中で、団体や類似の事業との連携を図り、より多くの区民が社会参加できるよう改善していきたいとのことだったので、今のご意見を具体的に提言していければと思う。

<実績情報>

大石会長：花壇については前回いろいろご意見があったが、どうか。

高齢者支援課：24年度にこの事業に対する提言を受けて、いろいろな課に対してボランティアはないかと確認した際、環境課から、花を育てたいがノウハウがない人に向けた事業や、花壇活動のグループづくりをする事業がなかったため、連携したいという話があり、始まったものである。今後は、花だけでなく、ボランティアの募集について、庁内で需要を

探り、活動を広げていくべきかと考えている。

D 委員：高齢者を対象としているので、集めてセミナーをやるまではよいが、その後の後始末ができないことが問題になっている。セミナー後の活動は、町会に任せるとか他課に任せるとすればよいのではないか。

B 委員：地域に応援を頼めば、高齢者も仲間作りができると思う。

高齢者支援課：「葛飾アクティブ.COM」など、いろいろな団体とコラボして、社会参加セミナーで人材募集のお手伝いをするというやり方もあると思う。例えば水元の団体で人を集める必要がある場合に、セミナーと一緒に開催して人材募集につなげる。社会参加に値する団体であり、団体側が、高齢者を対象とした人材募集を希望する場合は、一定の基準は必要と思うが可能だと思う。

大石会長：セミナーの必要性はあるといえる。提言の中に入れていこう。

A 委員：ボランティア保険の申込み案内、受付、とりまとめの業務がかなり多いと感じるが、所管課を通さない形にすれば、事務量は減るか。

高齢者支援課：総務課の事務量が増える。普段付き合いのある所管課が取りまとめの方が、区全体としての事務量は減ると思う。

A 委員：所管課としては、自主サークルが高齢者支援課の手を離れて、別の課などと活動できるようにするのが望ましいのか、それとも、所管課を通して活動する方がいいと考えるのかによって、今後セミナーの開催やサークルの運営支援をどのようにすべきかというところにかかわってくると思うが、どうか。

高齢者支援課：高齢者支援課だけで自主サークルを育成していくには限界があると思う。しかし一方で、完全に手を放してしまうと団体の活動が難しくなるという話も聞く。今ある団体がトラブルなく自立できるよう支援しながら、他の所管課とコラボして集めるところは高齢者支援課でやるなどの取組みを両方で進めていくべきだと思う。

A 委員：その辺を踏まえて方向性を決めてはどうか。

<コスト内訳>

D 委員：これだけのコストでこれだけの団体を支援していくというのは不思議で仕方がない。人件費を増やす予定がないのであれば、他課に任せると、高齢者支援課から離していくべきである。

大石会長：単位コストは約 114 万円である。これは参加者の実績が 6 人のためであるが、この改善は必要であると思う。提言の中に入れていきたい。

D 委員：参加者が減っている原因について、掌握していないのではないか。

B 委員：テーマの設定方法もあると思う。

大石会長：社会参加セミナーのテーマは、高齢者支援課が決めるのか。

高齢者支援課：高齢者支援課で決める。ただし、ご提言をいただいて、他課や団体とコラボしてということになれば、高齢者支援課だけでというよりは需要を探りながら決めていくことになると思う。

大石会長：今後は、テーマの設定が重要である。他とコラボできるところはしていくことも必要である。具体的なテーマも含めて提言できたらと思う。

C 委員：健康づくりの面から、スポーツと高齢者の余暇活動をからめられるようなものについて考えてくる。

大石会長：また、このセミナーのPR方法について考える必要がある。次回検討したい。

今日出たご意見としては、方向性としてはセミナーは大切だということと、他課や団体とのコラボを含めた実施方法、テーマについてまだ議論があるということである。また、コスト面で、セミナーの参加人数が減った結果単位当たりコストが上がっているという課題があるので、提言していきたいと思う。

(2) ぜん息児水泳教室

<委託業者の決定方法及び他区の開催状況について>

A 委員：青戸にもセントラルスポーツのプールがあるが、セントラルスポーツが落札して、場所が青戸でなく小岩になったのはなぜか。

地域保健課：業者決定後の打合せの際に、業者側から、小岩でやると言われた。

大石会長：場所の決定について区が主体性を持つことはできないのか。

A 委員：区の仕様は「ここでやってください」というものではなく、「どこでもいいから1か所でやってください」というものであるということか。

地域保健課：場所を指定した形での競争入札が可能かということについては、研究材料とさせていただきたい。入札で業者を決めて、決まった業者とやり取りするということはあるが、場所を指定して入札をするということは、難しい面もある。

A 委員：もしそれが難しいのであれば、こちらの提案として、場所を変えて、今年は小岩、来年は青戸、その次は水元でやってほしいといったとしても、実際には契約はできず、提案に意味がなくなるということか。

地域保健課：可能性がゼロということではない。競争性が担保されることを前提に、複数の地域に分けた形でできるかどうかという調整を、現在、契約の所管課と進めている。

E 委員：ぜん息児水泳教室というショーケースでは意味がない。ぜん息の罹患者は示されたとおり大勢いる一方、教室参加者数はたいへん少ないという現実がある。参加者ファーストで、参加者のためにどこの場所で実

施したらよいか考えてほしい。

地域保健課：おっしゃる通りだと思っている。規則などがあるので、やり方については工夫させていただきたい。

A 委員：場所を限定してしまうと、特定の業者に有利になってしまう可能性があるということだと思う。そこが難しい点である。

大石会長：提言としては、地域の偏りがなく実施できるようにということを入れていきたい。

B 委員：区営のプールを使えば、経費も安く済むのではないか。

地域保健課：区営のプールは指定管理者が管理しているので、水泳教室の実施は業者に委託して、場所が区営のプールというのは複雑になると思う。

それであれば、指定管理者にダイレクトにお願いをすることが自然であるが、その場合は随意契約と同じ形になるという課題がある。

B 委員：ひとつの手であると思う。この方法であれば、金額を抑えつつ、開催場所を分けられると思う。検討材料としてあるのではないか。

地域保健課：検討の中で実際に挙がってはいるが、実施は厳しいと考えている。

E 委員：江東5区で教室の開催回数に差があるが、回数の差は、区の取り組み姿勢と考えてよいか。

地域保健課：それぞれの区の考え方で設定している。

<実績情報>

大石会長：第二分科会の委員から、次の質問があった。29年度の罹患者が809人いるが、募集人員45人に対し申込者数が53人と上回っている状況がある。申込者数が罹患者総数に対しては5.7%と低いように思われるが、何かの理由で申し込めないのか、必要性を感じていないのか。罹患者家族に対して調査協力をお願いしてから、定員増加や開催場所について検討すべきではないか。事業目的が水泳をすることによりぜん息症状の改善につなげていくことならば、成果指標は漠然とした満足度ではなく、改善の具合を主治医の意見書を参考に数値化すべきではないか。以上について、回答をお願いしたい。

地域保健課：罹患者数に対して応募者数が少ない理由については、区は各学校を通して、すべての児童に対して周知しているので、保護者の考えと、本人が水泳が好きか嫌いかというところの選択ではないかと思う。定員の増加や開催場所については、需要が顕在化してくるようであれば定員の増加について検討すべきと考える。開催場所については、現行の制度の中で複数か所で開催できる工夫について内部で検討しているので、もう少しお時間をいただきたい。

D 委員：複数か所でやらなければだめだ。申込者数が少ない原因は、場所が

偏っているからだ。水元の方は、小岩まで行かない。

C 委員：アンケートの結果、利用した人の満足度が高いにもかかわらず応募者数が伸びていないのは整合性のない話であり、分析が必要である。新規の参加者を入れるためには、場所を変える必要がある。まずは東西の2か所、最終的には東西南北の4か所で事業を実施すべきである。

大石会長：成果指標について、主治医の意見書を参考に、数値化してあらわすべきではないかという質問についてはどうか。

地域保健課：ピークフローのデータを毎回とっているが、ピークフローデータ自体が日によって変動するものなので、指標としての安定性については医師とよく話し合う必要がある。何らかの形で数値化できるのであれば、検討してみたいという気持ちはある。

C 委員：ピークフローとはどういう検査をするのか。

地域保健課：吐く息の力を測っている。ぜん息の方は体調が悪いと気管支が狭くなってしまうので、毎回、水泳教室前に、その日水泳ができる状態であるかを確認するために行っている。

<コスト内訳>

D 委員：入札で決まった業者にすべて任せるのではなく、区の職員がもっとかかわった方が良いのではないか。そのために、人件費を増やさなければならぬと思う。この事業はぜん息に苦しむお子さんのための事業であるため、大拡大が必要と考える。お金を増やす、業者を増やすということに、もっと本気になって取り組んでほしい。

大石会長：人件費に係る業務量は0.05人分だが、日数にすると10日分にしかない。一方で教室は36日ある。もっと積極的に区が事業にかかわった方が良いと思う。

事務局：事業の実施方法として、もっと積極的に区がかかわっていくべきなのか、まずは委託先を増やしていくのか、議論が必要であると思う。

B 委員：区内の各プールにお金を出して、ぜん息患者が無料で通える形にするのもいいのではないか。ぜん息に特化した指導体制でなくても、プールで泳ぐということに効果があると思う。患者も近くのプールに通えるようになり、良いのではないか。

A 委員：収入として、環境保全再生機構から補助金をもらっている。補助条件として、医師を常駐させるなど決まっていることがあり、それによって事業を実施しなければならないため、事業の枠組みが決まってしまう。B委員がおっしゃったように地域のプールに指導員を派遣して実施する場合は、補助の対象とならず、区の持ち出しでやっていくことになることが問題になっていると思う。

地域保健課：その場合、区として安全性をどう確保していくのかということが課題になる。B委員がおっしゃったようにすると、主治医から水泳をしてよいという一般的な診断はもらえたとしても、その日に水泳をすることは自己判断になってしまう。安全性の確保について知恵をしばらくないと、実現は難しいと考える。

D 委員：医師の費用は業者が払うのに、意見書手数料は区が持つのか。

地域保健課：ぜん息児水泳教室につく医師の費用は委託費の中に入っている。医師意見書手数料は、応募の際、お子さんの主治医の先生に、水泳教室に参加して大丈夫かということについて意見をもらうものであり、事業参加の前提条件をそろえる必要性から、手数料は区が支払っている。

<今後の方向性>

A 委員：水泳教室については複数か所での実施を求めていきつつ、人件費と、補助金をもらえない部分の事業費を増やすことを要求していくのが良いのではないか。補助金については機構との調整になると思うが、ぜひ、2か所以上で開催することに挑戦してほしい。

大石会長：そう思う。提言に入れていこう。

D 委員：その通りである。それ以外にない。

大石会長：地域保健課の方から何かあるか。

地域保健課：いただいたご意見を十分踏まえて、できる限りの工夫をしていきたいと考えている。間口を広げるということになると、今のやり方だと委託をベースに考えていくことになるので、事業のノウハウについては業者に頼らざるを得ないだろうと考える。その中で、委託業者との打合せ、実施状況及び実施後の経過の把握については、適宜、区でしっかりとかわっていきたいと考えている。

大石会長：本日の議論を踏まえて、第6回分科会で答申内容をまとめていこう。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会